

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和8年3月12日

全国健康保険協会静岡支部

支部長 安田 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

令和8年度 一般定期健康診断、雇用時健康診断及び情報機器作業健康診断業務委託

① 一般定期健康診断（一次検査） 32名

② 情報機器作業健康診断 5名

③ 雇入時の健康診断 3名

※予定数量は見込であり、これを確約するものではない。

(2) 業務の仕様等

全国健康保険協会静岡支部職員に係る健康診断業務

※詳細は仕様書による。

(3) 履行期限

令和9年3月31日

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 見積競争方法

見積書には、健診ごとの単価に受診予定者数（仕様書参照）を乗じて算出した金額の合計を記載すること。なお、各単価には当該業務遂行に要する一切の諸経費を含めること。また、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

契約者の決定にあたっては、期限内に適正な見積書を提出した者のうち、見積額が全国健康保険協会静岡支部の定める予算限度額の範囲内であり、かつ最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 健診実施施設が、全国健康保険協会静岡支部（静岡市葵区呉服町1-1-2）から徒歩30分程度で到着できる範囲にあること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒420-8512

静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア

全国健康保険協会静岡支部 企画総務グループ

電話 054-275-6601 (自動音声案内2番→4番) 担当 新行内

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会静岡支部 企画総務グループ 担当 中村

電話 054-275-6601 (自動音声案内2番→4番)

仕様書の内容に質問があった場合は、仕様書を取得した者へ回答内容を連絡する。

(3) 見積書提出期限

期 限 令和8年3月23日(月) 12時00分

(郵送する場合は、令和8年3月23日(月)12時00分までに必着すること。)

(4) 見積書の提出方法

① 見積書には事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、直接に提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名及び「令和8年3月12日公示[令和8年度 一般定期健康診断、雇用時健康診断及び情報機器作業健康診断業務委託] 見積書在中」と記載しなければならない。

② 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和8年3月12日公示[令和8年度 一般定期健康診断、雇用時健康診断及び情報機器作業健康診断業務委託] 見積書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れ、上記3(1)宛に見積書の提出期限までに送付しなければならない。

(5) その他提出書類(見積書に併せて提出)

① 令和7、8、9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)等級決定通知書(写) (「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。)

② 暴力団等排除の誓約書(別添1)

③ 健診実施施設の所在地がわかるもの

④ 見積書(別紙様式あり。仕様書と併せて配布する。)

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積書

(2) 見積合わせに参加する資格を有しない者による見積書

(3) 記名押印を欠く見積書

(4) 金額を訂正した見積書

(5) 単価について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、単価でない価格を記載した見積書(総価も同様)

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不透明である見積書

- (7) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (8) 同一案件の見積において、1人の者が2通以上の見積書を提出した場合における当該2通以上の見積書
- (9) 再度見積の場合は、前回の第一順位者より高い金額での見積書
- (10) (1)から(9)に掲げるほか、仕様書等のために違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

5 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積競争に参加する者が負担すること。
- (2) 当協会の都合により見積競争を取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積競争の参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金
全額免除とする。
- (6) 当該業務は委託業務の全部を受託者内部で行うこととし、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。
- (7) 契約は単価契約とする。
- (8) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 見積書提出後、辞退する場合は、見積書提出期限前までに、書面にて辞退を申し出ること
(様式任意)。
- (10) 見積結果については当協会受付前に掲示する。(決定業者のみ連絡する。)
- (11) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (12) 契約書の作成の要否 要
- (13) 手続きにおける交渉の有無 無

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった

後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

仕様書等送付依頼書

(調達件名) 令和8年度 一般定期健康診断、雇用時健康診断及び情報機器作業
健康診断業務委託

標記案件に係る仕様書等を以下の住所にお送りください。

【送付先】

法人名又は商号： _____

担当者名： _____

郵便番号： _____

住所： _____

電話番号： _____ FAX： _____

依頼先

全国健康保険協会静岡支部
企画総務グループ 契約担当者宛

FAX : 054-275-6609